

## 目次

学問史に残るユニークな仕事を目指して.....	1
法文化学会第12回研究大会・総会を終えて.....	2
法文化学会第13回研究大会について.....	2
叢書『法文化 ― 歴史・比較・情報』.....	3
叢書第8巻の刊行について.....	3
叢書第9巻の編集について.....	3
叢書第10巻の発刊について.....	3
叢書第11巻の企画募集について.....	3
叢書第10巻『夫婦』原稿募集のご案内.....	3
事務局からのお知らせ.....	4
理事選挙のお知らせ.....	4
「みなし退会」適用について.....	4
2008年度会計報告.....	5
年会費納入のお願い.....	5
入会の申込について.....	5

## 学問史に残るユニークな仕事を目指して

法文化学会理事長 山内進（一橋大学）

法文化学会は、毎回個別のテーマを掲げて研究大会を開いてきました。漠然と集って方向性の異なるさまざまな報告を行うよりも、論点を絞って一定の成果を大会それ自体としてあげたほうがよいと考えているからです。また、その成果を踏まえて、報告者たちが論文を書き直し、それを単行本として世に問うことも予定しました。毎年、あるテーマのもとに単行本を出すというのはかなり大変な作業です。また、そもそも、このような仕事を

引き受けてくれる出版社などあるはずもないと当初は思われました。

しかし、本当にさいわいなことにこれを引き受けてくれる出版社があり、法文化叢書の名の下に出版されることになりました。国際書院発行の法文化叢書はすでに7巻を数えています。また、すぐに続いて二巻がこの数ヶ月のうちに出版されることになっています。私たちの活動は着実に前進し、実り豊かな果実を生み出しつつあります。

世界中を探しても、法文化に関わる叢書を10年ほどの期間にわたって出版し続けているところはないはず。同様の事業はあるにしても、それですら稀であるのは確かです。

私たちは世界でもユニークな仕事を着実にしています。いまだに小さな学会ですが、歴史に残るような大きな仕事をしているのかもしれない。私は、私たちの活動を学問史に残るような仕

事にしたいと考えています。会員のみなさんもさらに奮起し、これまでもまして活発に議論を展開し、研究大会や叢書でその成果の一端を伝えてくださるよう期待してやみません。また、この営みをもっと幅広いものとするために、私たちの学問仲間を増やして下さるようお願いいたします。

## 法文化学会第12回研究大会・総会を終えて

法文化学会第12回研究大会は、一橋大学が主催校となり、2009年11月7日(土)、一橋大学マーキュリータワーにて開催されました。午前の部は一橋大学・中国人民大学・釜山大学による国際シンポジウム「東アジアの中の市民の刑事司法参加」との共催形式で行われ、学会独自プログラムとなった午後の部は自由報告として2名のご報告をいただきました。

自由報告としては、内藤淳会員に「ヨーロッパ自然法論の伝統と現代進化倫理学」(司会:関良徳会員)、大中真会員に「『英国学派(The English School)』における法制史の視座」(司

法文化学会事務局 屋敷二郎 (一橋大学)

会:山内進会員)というタイトルの下、それぞれ興味深いご報告をいただき、活発な質疑応答が行われました。また、午前の国際シンポジウムでは、出口雄一会員が「日本近現代史における市民の刑事司法参加」と題する報告を行いました。

総会では、昨年度の会計報告、会員の異動、叢書『法文化一歴史・比較・情報』第6、7巻の刊行、第8、9巻の編集状況などがそれぞれ報告・承認されました。

研究大会終了後、階上のマーキュリーホールにて懇親会が開催され、和やかな中にも熱心な議論が交わされました。

## 法文化学会第13回研究大会について

第13回研究大会を以下の要領で開催いたします。報告を希望される方は、**7月末日まで**に、学会事務局にご連絡ください。大会テーマでの報告者には、慣例により叢書に執筆いただくことになっております。テーマにつきましては、叢書第10巻編集についての下記の趣旨説明をごらんください。また、自由報告も予定しておりますので、テーマ以外の題目で報告を希望される方も歓迎いたします。

なお、報告希望者多数の場合は、学会事務局と大会開催校とで相談のうえ、報告者を決めさせていただきますので、予めご承知おきください。

1. 日程: 2010年11月6日(土) 午前10時より
2. 会場: 獨協大学  
〒340-0042 埼玉県草加市学園町 1-1
3. テーマ: 夫婦

**事務局からのお願い** ご報告をご希望される方は、法文化学会事務局まで、氏名・所属・連絡先・報告の題目(仮題でかまいません)をご明記の上、上記日付までに、以下のいずれかの要領でお送り下さい。なお、研究大会に関するお問い合わせも以下にてお受けいたしております。

・郵便： 〒186-8601

東京都国立市中2-1 一橋大学大学院法学研究科 法文化学会

・FAX： 042-580-8280 一橋大学大学院法学研究科 法文化学会

・E-mail: [admin@legalculture.org](mailto:admin@legalculture.org)

\* ご報告いただく方には、9月初旬頃に会員連絡用のご報告要旨のご提出をお願い申し上げます。これにつきましては、後日、事務局よりご連絡させて戴きます。

## 叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』

### 叢書第8巻の刊行について

王雲海会員を編者として進められておりました法文化学会叢書第8巻『**名誉の原理—歴史的国際的視点から**』がまもなく刊行され、会員の方々のお手元に届けられる運びとなりました。編集にあられた王会員をはじめ、ご執筆にご協力くださいました方々、お疲れ様でした。

### 叢書第9巻の編集について

叢書第9巻『**生と死の法文化**』(編者:真田芳憲会員)の編集が大詰めを迎えております。引き続きご協力の程、宜しく願い申し上げます。

### 叢書第10巻『夫婦』原稿募集のご案内

法文化学会叢書第10巻編集担当 屋敷二郎 (一橋大学)

「私は国家と結婚している」— イングランド女王エリザベス1世のものと伝えられるこの言葉は、為政者と国家の関係を夫婦関係に擬えている。しばしば主張されてきたように、家族は社会・国家を構成する最小単位であり、社会・国家の特質を映し出す縮図とされる。その際、夫婦は、少なくとも西洋近代型の家族像に基づくならば、この家族のさらに基礎をなすものである。すなわち、夫婦なくして家族はない。両性の合意によって夫婦が形成されて初めて親子関係もまた発生し、近代家族が構築される。

ところが、このような西洋近代型の家族像は、いまや危機に瀕している。文化多元主義を背景として、一夫多妻制や名誉殺人などを安易に「野蛮」と断罪することは許されなくなったが、グローバル化の結

### 叢書第10巻の発刊について

叢書刊行委員会では、叢書第10巻のテーマを「**夫婦**」とすることに決定致しました。執筆を希望される会員は、趣旨説明をお読みの上、下記の申込締切日までに学会事務局に題目(仮題で結構です)をご提示の上、お申し込みください。なお、採否は編者とともに編集委員会が決定いたしますので、その点をご承知おきください。

### 叢書第11巻の企画募集について

叢書第11巻のテーマを募集しますので、ぜひ学会事務局までご意見をお寄せください。

果、西洋社会はかつてない程度でこうした非西洋近代的な要素と接触するようになった。ここでヨーロッパ中心主義に陥ることなく従来の近代家族像を維持することは、果たして可能だろうか。イスラムや東アジア諸国の法との比較研究の必要性は言うまでもないが、その内在的な克服の鍵は、むしろ西洋近代が克服してきた前近代ヨーロッパの夫婦像のなかに埋もれているかも知れない。他方で、西洋諸国の多くでは、夫婦を男女間に限定する考え方を弱め、同性カップルの婚姻または準婚姻生活(パートナーシップ)を法的に保護する方向にシフトする傾向がみられる。こうした動向は西洋それ自体に由来する近代家族像にどのような変容をもたらすだろうか。

現代日本に即してみると、子の福祉の見地に立つとき、例えば離婚後300日問題の解決には比較的容易に賛同が得られるだろう。しかし、嫡出法理の修正が婚外子法定相続分の見直しにまで及ぶとき、たとえそれが法の下での平等に基づく要請だとしても、それは法律婚の保護を大きく揺るがすことになる。それとも法律婚は、そもそも歴史的使命を終えた法制度として、事実婚に道を譲るべきときを迎えたのだろうか。少子高齢化の一因ともされる晩婚化・非婚化は、法律婚を基礎とした近代家族像の揺らぎを反映した、既存の夫婦のあり方に対する無言の異議申立という側面も否めない。自由な自己実現に見合った夫婦関係の構築を求めるニーズが高まっていると言われ、その一環として選択的夫婦別姓の法制化が議論され、また財産関係にとどまらない婚前契約・婚姻契約(結婚契約)が種々の法的限界にもかかわらず一定の広がりを見せるなかで、依然として夫婦財産契約がほとんど活用されないのは、日本の夫婦法制が社会のニーズに応え切れていない一つの証である。現行民法にいたる日本夫婦法制史の歩みを振り返るとともに、合理的な計算に基づいて行動するカップルが夫婦関係を選好するメリットは何か、そのようなメリットを適切に提供するにはどうすべきか、緻密な検証が必要であろう。

近代家族の幻想が崩れ去ったとき、果たして夫婦とは、個人の前に置かれた多様なオプションの一つにすぎないのだろうか。時代に見合った新たな夫婦像の模索は、家族そのものの解体を望むのではない限り、現代の急務である。法文化研究がこの領域においてなしうる貢献は決して少なくない。法文化叢書の記念すべき第10巻が、変容する社会や国家を背景に見据えつつ、「夫婦」の法文化について多様な観点から意欲的に探求する個別研究の場となることを心から期待する。

1. 原稿申し込み締切日: 2010年7月31日
2. 原稿提出締切日: 2011年9月1日(締切日厳守、完成原稿のこと)
3. 刊行予定: 2012年7月
4. 原稿枚数: 200字詰め原稿用紙で100枚以内

## 事務局からのお知らせ

### 理事選挙のお知らせ

理事選挙規程に基づき、第13回総会において第7期の理事選出手続を行いますので、お知らせいたします。

### 「みなし退会」適用について

新たに導入された「みなし退会」制度(規約第17条1項)に基づき、去る4月16日の理事会において、極めて長期に亘る滞納者7名について、公平な会務の見地から「退会したものとみなす」こと

を決定しました。対象者には今回の処分および滞納分の納付を促す通知文を送付いたします。

なお、今回の処分対象者が納付に応じた上で希望する場合には、規約第17条2項により再入会を申し込むことができます。

### 2008年度会計報告

2008年度の会計(2008年4月1日～2009年3月31日)につきましては、白川和雄・萩原金美の両会員に監査をいただき、上記総会にて承認されました。

### 2008年度 収支

総収入	1,542,772
総支出	224,710
次年度繰越金	1,318,062

### 2008年度 収入内訳

年会費	410,000
前年度繰越金	998,272
大会収入	134,500
計	1,542,772

### 入会の申込について

下記の学会ホームページから、法文化学会入会申込書がダウンロードできるようになりました。入会を希望される方にお知らせいただければ幸いです。入会に際しては、大学院修士課程以上の学歴・研究歴(在学中を含む)と、会員による推薦が必要です。必要事項を書き込まれましたら、事務局まで郵送下さい。なお、入会には理事会の承認が必要です。

### 法文化学会ホームページのご案内

法文化学会事務局ではホームページ [www.legalculture.org](http://www.legalculture.org) を運営いたしております。会員の皆様からご意見・ご要望などをお寄せいただけましたら幸いです。会員のみならず、本学会の活動に関心のある非会員の方々への情報提供の場として、このホームページをご活用ください。

### 2008年度 支出内訳

郵送費	21,140
文具代	630
人件費	25,000
第11回研究大会費用	168,740
ドメイン登録料(3年分)	9,200
計	224,710

### 年会費納入のお願い

学会員各位におかれましては、2010年度(2010年4月1日～2011年3月31日)の会費(5000円)の納入をお願いいたします。

なお、本学会の年会費5000円には、機関誌である叢書『法文化－歴史・比較・情報』の割引購読料3000円が含まれております。ご不明の点がありましたら事務局までご照会下さい。

郵便振替口座番号:00130-4-659540

口座名義:法文化学会

### \* 年会費納入に関するご注意

学会会計処理上、滞納額のある学会員が会費を納入された場合、まず滞納分に充当されます。念のため、ご注意を申し上げます。